

セクシュアルハラスメントに関する ご相談を受け付けています

京都労働局雇用均等室では、職場におけるセクシュアルハラスメントのご相談に応じています。
お気軽にご利用ください。

職場におけるセクシュアルハラスメント とは

男女雇用機会均等法においては、

1. 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること
2. 性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな影響が生じること

をいいます。

労働者の方

- ◆職場でセクシュアルハラスメントを受けて困っている
- ◆会社に対しセクシュアルハラスメントに関する相談をしたが、対応してもらえない
- ◆セクシュアルハラスメントに関する会社の対応において、紛争状態になっている

事業主の方

- ◆セクシュアルハラスメント対策は何をすればよいのか
- ◆セクシュアルハラスメント対策に関する規程の整備について
- ◆労働者からセクシュアルハラスメントの相談を受けたが、どのように対応すればよいのか

相談・援助等はすべて無料です。相談者のプライバシーは守られますので、相談内容は相談者の了解なく外部にもれることはありません。

【個別相談】

- <日時> 平日 8:30~17:15 (土・日・祝および 12/29~1/3 の期間を除く)
- <方法> 電話または面談 (面談の場合は、事前に電話で予約してください)
- <場所> 〒604-0846 京都市中京区両替町通り御池上ル金吹町 451
京都労働局雇用均等室 (京都労働局 5階)
- <電話> (075) 241-0504

男女雇用機会均等法に基づく 紛争解決援助制度について

京都労働局では、労働者と事業主の間でトラブル（紛争）が生じた場合、当事者の一方または双方の申し出があれば、中立かつ公平な立場から早期解決のための援助を行っています。紛争解決援助は裁判ではありません。あくまで当事者だけでは解決できない問題解決のための話し合いのお手伝いとなります。

制度の特徴

<公平・中立性>

公平中立を保ち公正な立場から援助を実施します。

<互譲性>

当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。

<簡易・迅速性>

時間的、経済的負担を要する裁判に比べ、迅速かつ簡便な手続きにより援助が実施されます

<無料>

<プライバシーの保護>

関係当事者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。

<不利益取扱いの禁止>

均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法では、労働者が都道府県労働局長による援助の申立てや調停の申請をしたことを理由として、事業主が当該労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取扱いをすることを禁止しています。

援助の対象となるのは

▼京都府内の事業所で起こったセクシュアルハラスメントに係るトラブル

▼労働者と事業主との紛争（セクシュアルハラスメント行為者との間の紛争は援助の対象とはなりません）

▼原則として、最後のセクシュアルハラスメントに係るトラブル発生後1年以内の事案

*すでに裁判の判決が出ている、現在裁判等他の解決手段の手続き中であるという事案は対象になりません。

★ ★ ご 注 意 ★ ★

- 1 ご相談の内容や相談者のご要望によっては、労働局内の他の部署でお話をお伺いする場合や、警察等、他の行政機関等をご案内する場合、他都道府県の管轄であれば管轄労働局をご案内する場合がございます。
- 2 ご相談は当事者だけでなく第三者からでもお受けいたしますが、個別紛争解決援助を申請することは当事者のみ可能です。当事者が援助申請の意思表示ができない場合や、事実関係の経緯を説明することができない場合は援助申請をお受けすることができない場合がございます。
- 3 紛争を現実的に解決するため、労働者と事業主それぞれが歩み寄ることを手助けするものであり、裁判所の判決のような強制力はありません。